

器質性月経困難症の治療について

器質性月経困難症（子宮筋腫・子宮内膜症・子宮腺筋症などが原因の月経困難症）は「婦人科特定疾患」に指定されています。

器質性月経困難症に対してホルモン剤での治療を行う場合、婦人科特定疾患治療管理料を3か月に1回算定します。

当院は同管理料算定のための必要な基準を満たしております。診療計画書を作成し、医学管理を継続してまいりますのでご理解くださいますようお願いいたします。

2024.3.8 愛育クリニック 産婦人科